

平成25年度鶏卵の試買調査の結果について

1 調査の目的

本協議会は、平成16年に公正取引委員会より、鶏卵の表示について一般消費者に分かりにくい表示があるとの指摘を受けたことから、「鶏卵の表示に関する公正競争規約・施行規則（以下「規約等」という。）」を策定し、平成21年3月、「景品表示法」に基づき公正取引委員会の認定を受け、同年6月に鶏卵公正取引協議会を設立し、本規約等の普及、周知のための諸活動を行っているところです。

今回、市中で販売されている鶏卵について、規約等に定める必要表示事項、特定事項等の遵守状況について試買調査を行うことにより、鶏卵における表示の適正化を推進し、もって公正な競争の確保を図ることとしました。

2 調査の実施

(1) 調査対象

調査対象鶏卵は、消費者団体のご協力を頂き、無作為に量販店等で購入（原則として10個入り1パック、栄養強化卵については2パック。なお、6個入りの場合は2倍量とした。）し、クール宅急便にて当協議会事務局に送付した63商品（当協議会事務局購入分を含む。）である。これらの商品の事業者数は40でうち鶏卵公正取引協議会の会員数は25であった。これらのうち公正マークが表示されていたのは、9商品であった。

63商品のうち栄養強化卵等は31商品、その他の普通卵は32商品であった。購入地域は、北海道・東北地域9商品、関東地域29商品、中部・近畿地域9商品、中四国地域11商品、九州・沖縄地域5商品であった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は、平成26年2月21日～2月25日で、事務局への鶏卵の送付期間は2月24日～2月27日であった。

(3) 調査項目及び方法

①鶏卵の重量及び品質

調査対象鶏卵の重量、ハウユニットについては、鶏卵公正取引協議会事務局において、調査鶏卵の到着日にEGGマルチテスタにより測定を行った。

②ラベルの表示内容

調査鶏卵のラベルの表示内容について、鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づいて、必要表示事項、特定事項の表示基準等の遵守状況について調査を行った。

③栄養強化卵等の成分分析

栄養強化卵等 32 商品については、強化した栄養成分（複数ある場合は2種類までとした。）等について鶏卵の到着日にクール宅急便にて一般財団法人日本食品分析センターへ送付し分析試験を依頼した。日本食品分析センターにおける分析試験の結果は、3月7日～3月14日に報告された。依頼した試験項目は次表のとおりであった。

試 験 項 目	件 数
ビタミンE	17
ビタミンD	9
葉酸	3
DHA	3
ビタミンK	2
ビタミンB12	2
ヨウ素	2
α-リノレン酸	2
ビタミンA	1
コレステロール	1
アスタキサンチン	1
セサミン	1
合計 12項目	44

3 調査結果の概要

当協議会の会員証紙審査委員会において本年5月28日に本調査について審議を行った結果の概要は次の通りであった。

（1）賞味期限の表示及び鶏卵の重量、品質

63商品すべてに賞味期限は表示されていた。購入日（2月21日～2月25日）時点の賞味期限の残日数は、6～20日に分布し、10日以内が11商品、10日以上が52商品であった。パック日表示があるものは4商品、採卵日又は産卵日表示があるものは6商品であった。

鶏卵の重量及びハウユニットの測定は、55商品について実施した。重量については特に問題はなかった。ハウユニットは平均81.2(67.5～94.9)で、70以上が58商品、70未満は5商品であった。

(2) ラベルの表示事項等の調査結果

不適切と考えられる表示内容	件数	検体No	規約該当条項
(1) 必要表示事項 ・内容量の表示がなされていないもの	2 (2)	20、22	規約第3条第1項第3号
(2) 特定事項の表示基準 ・安全・衛生対策について具体的な表示がなされていないもの ・安全・衛生対策について通常行われている対策について特別な対策であるかのような表示を行っている ・栄養表示基準上不適切な表示 ・栄養成分の試験分析値が表示値を若干下回るもの ・ポストハーベスト作業をしていない旨の表示が不適切であるもの	1 (0) 1 (0) 1 (1) 1 (0) 1 (1)	12 63 19 37 24	規約第4条第1項第2号 〃 規約第4条第2項第1号 〃 規約第4条第2項第4号
(3) 特定用語の使用基準 ・特選、厳選等の表示について消費者に誤認を与えるおそれがあるもの ・天然、自然又はこれらに類する用語について卵を直接修飾する表現として使用しているもの	1 (1) 2 (1)	15 4、22	規約第5条第4号 規約第5条第5号
(4) 不当表示の禁止 ・飼料について、事実と相違した表示 ・鶏、鶏舎、卵の安全・衛生対策について事実と相違した表示	2 (0) 2 (2)	44、63 19、22	規約第6条第5号 規約第6条第6号
合 計	14 (8)		

(注1) 件数の()内は非会員事業者数である。合計は、重複した商品を含む件数である。

(注2) 公正マーク表示の商品については、不適切な表示は認められなかった。

(不適切な表示の主な事例)

- ・「安全・安心」と表示されているが、特別な安全・衛生対策を実施しているものと認められない。
- ・「完全無投薬を原則としている」の表示は、抗生物質や抗菌剤を与えていないという、通常行われている安全・衛生対策と誤解されるため不適切な表示と考えられる。
- ・鶏卵についての IgE の測定値の表示は、不適切な表示と考えられる。
- ・「無農薬のトウモロコシと大豆」の表示は、ポストハーベスト作業をしていない旨の表示とすべきである。
- ・「厳選農場からお届け」の表示は、公正競争規約第 5 条第 4 号の規定に基づき不適切な表示となるおそれがある。
- ・「自然卵」の商品名は、公正競争規約第 5 条第 5 号の規定に基づき不適切な表示である。
- ・「着色剤は一切使用していません」の表示は、鶏卵に着色剤を使用している等の誤解を与えるおそれがあるため、不適切な表示と考えられる。

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が不適切との指摘を受けた会員事業者に対しては、鶏卵公正取引協議会から文書で改善のための指導や照会等を行うほか、比較的軽微なものについては、口頭で改善を指導することといたします。

また、会員外の事業者に対しては、表示内容が規約等に照らした場合に違反となるおそれがあるものについては文書等により改善を要望し、比較的軽微なものについては口頭で改善を要望するとともに「鶏卵の表示に関する公正競争規約」等についての周知及び協議会への加入の促進を図ることといたします。